

基本政策推進専門調査会の設置等について

平成18年3月22日
総合科学技術会議

- 1 総合科学技術会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術会議に基本政策推進専門調査会を設置する。

基本政策推進専門調査会は、科学技術創造立国を目指し、科学技術政策の進捗状況を把握しつつ、第3期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員をおくことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考)

〔検討事項例〕

- ・ 科学技術の振興上障害となる制度・運用上の諸問題の解決等の検討など、科学技術基本計画の推進の上で専門的検討が必要とされる事項
- ・ 科学技術基本計画に掲げた施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討

等